

(参考) 個別業績の概要

平成19年11月22日

会社名 株式会社北陸銀行
 上場会社名 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ 上場取引所 東・札
 コード番号 8377
 代表者 取締役頭取 高木 繁雄
 問合せ先責任者 総合企画部長 中野 隆 TEL (076) 423-7111
 半期報告書提出予定日 平成19年12月20日

(百万円未満切捨て)

平成19年9月中間期の個別業績(平成19年4月1日～平成19年9月30日)

(1) 個別経営成績 (%表示は対前年中間期増減率)

	経常収益		経常利益		中間(当期)純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
19年9月中間期	66,808	6.5	17,872	10.7	8,218	△3.7
18年9月中間期	62,758	△6.2	16,139	169.2	8,532	111.7
19年3月期	130,121	—	38,153	—	18,638	—

	1株当たり中間(当期)純利益		潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	
	円	銭	円	銭
19年9月中間期	7	74	7	14
18年9月中間期	8	64	7	5
19年3月期	18	88	15	41

(2) 個別財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率(注1)	1株当たり純資産	単体自己資本比率(国内基準)(注2)
	百万円	百万円	%	円 銭	%
19年9月中間期	5,614,275	237,607	4.2	164 14	9.41
18年9月中間期	5,639,682	221,417	3.9	148 32	9.17
19年3月期	5,670,665	239,397	4.2	166 53	9.16

(参考) 自己資本 19年9月中間期 237,607百万円 18年9月中間期 221,417百万円 19年3月期 239,397百万円

(注1) 「自己資本比率」は、(期末純資産の部合計-一期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

(注2) 「単体自己資本比率(国内基準)」は、平成19年3月期より「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)」に基づき算出しております。なお、平成18年9月期は旧基準により算出しております。

中間個別財務諸表

(1) 中間貸借対照表

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		150,131	2.66	128,593	2.29	140,378	2.48
コールローン		—	—	51,154	0.91	120,000	2.12
買入金銭債権		211,555	3.75	192,029	3.42	199,885	3.52
特定取引資産		6,866	0.12	5,093	0.09	6,078	0.11
金銭の信託		2,426	0.04	2,432	0.04	2,426	0.04
有価証券	※1, 8,14	859,984	15.25	840,084	14.96	853,235	15.05
貸出金	※2,3, 4,5,6, 7,8,9	4,097,416	72.65	4,176,216	74.39	4,124,931	72.74
外国為替	※7	10,578	0.19	8,784	0.16	9,970	0.18
その他資産	※8	53,465	0.95	61,241	1.09	55,032	0.97
有形固定資産	※10, 11,13	65,828	1.17	64,461	1.15	64,931	1.14
無形固定資産		4,248	0.08	3,608	0.06	3,880	0.07
繰延税金資産		58,122	1.03	43,708	0.78	46,053	0.81
支払承諾見返	※14	189,185	3.35	96,139	1.71	101,676	1.79
貸倒引当金		△69,824	△1.24	△59,214	△1.05	△57,759	△1.02
投資損失引当金		△302	△0.00	△58	△0.00	△58	△0.00
資産の部合計		5,639,682	100.00	5,614,275	100.00	5,670,665	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※8	4,824,526	85.55	4,921,310	87.66	4,917,478	86.72
譲渡性預金		54,794	0.97	52,425	0.93	58,843	1.04
コールマネー	※8	31,768	0.56	50,000	0.89	31,573	0.56
債券貸借取引受入担保金	※8	27,194	0.48	11,741	0.21	13,880	0.25
特定取引負債		637	0.01	907	0.02	718	0.01
借入金	※8,12	226,844	4.02	178,147	3.17	246,256	4.34
外国為替		475	0.01	565	0.01	373	0.01
その他負債		53,523	0.95	54,554	0.97	51,171	0.90
退職給付引当金		195	0.00	253	0.01	209	0.00
睡眠預金払戻引当金		—	—	1,535	0.03	—	—
再評価に係る繰延税金負債	※13	9,120	0.16	9,085	0.16	9,087	0.16
支払承諾	※14	189,185	3.36	96,139	1.71	101,676	1.79
負債の部合計		5,418,265	96.07	5,376,667	95.77	5,431,268	95.78
(純資産の部)							
資本金		140,409	2.49	140,409	2.50	140,409	2.48
資本剰余金		14,998	0.27	14,998	0.27	14,998	0.26
資本準備金		14,998		14,998		14,998	
利益剰余金		44,258	0.78	62,633	1.11	54,411	0.96
利益準備金		2,644		2,644		2,644	
その他利益剰余金		41,613		59,988		51,767	
繰越利益剰余金		41,613		59,988		51,767	
株主資本合計		199,666	3.54	218,041	3.88	209,820	3.70
その他有価証券評価差額金		12,880	0.23	10,629	0.19	20,642	0.36
繰延ヘッジ損益		△134	0.00	△17	△0.00	△23	△0.00
土地再評価差額金	※13	9,005	0.16	8,954	0.16	8,957	0.16
評価・換算差額等合計		21,750	0.39	19,566	0.35	29,577	0.52
純資産の部合計		221,417	3.93	237,607	4.23	239,397	4.22
負債及び純資産の部合計		5,639,682	100.00	5,614,275	100.00	5,670,665	100.00

(2) 中間損益計算書

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		62,758	100.00	66,808	100.00	130,121	100.00
資金運用収益		43,621		47,899		90,021	
(うち貸出金利息)		(36,970)		(40,486)		(75,928)	
(うち有価証券利息配当金)		(4,917)		(5,095)		(9,953)	
役務取引等収益		12,072		13,431		25,597	
特定取引収益		680		383		1,265	
その他業務収益		4,888		4,326		8,879	
その他経常収益		1,495		766		4,357	
経常費用		46,618	74.28	48,935	73.25	91,967	70.68
資金調達費用		5,224		9,502		12,534	
(うち預金利息)		(2,297)		(6,870)		(6,874)	
役務取引等費用		3,163		3,272		6,368	
その他業務費用		—		0		1	
営業経費	※1	24,713		25,506		49,332	
その他経常費用	※2	13,517		10,652		23,731	
経常利益		16,139	25.72	17,872	26.75	38,153	29.32
特別利益		228	0.36	37	0.05	391	0.30
特別損失		118	0.19	1,960	2.93	560	0.43
税引前中間(当期)純利益		16,249	25.89	15,949	23.87	37,983	29.19
法人税、住民税及び事業税		44	0.07	44	0.06	88	0.07
法人税等調整額		7,672	12.22	7,687	11.51	19,256	14.80
中間(当期)純利益		8,532	13.60	8,218	12.30	18,638	14.32

(3) 中間株主資本等変動計算書

I 前中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

	株主資本						評価・換算差額等					純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	繰延ヘッ ジ損益	土地再評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計						
平成18年3月31日 残高 (百万円)	140,409	14,998	14,998	2,644	33,023	35,667	191,076	16,806	—	9,063	25,869	216,945
中間会計期間中の 変動額												
中間純利益	—	—	—	—	8,532	8,532	8,532	—	—	—	—	8,532
土地再評価差額金 の取崩	—	—	—	—	57	57	57	—	—	—	—	57
株主資本以外の項 目の中間会計期間 中の変動額(純 額)	—	—	—	—	—	—	—	△3,926	△134	△57	△4,119	△4,119
中間会計期間中の変 動額合計(百万円)	—	—	—	—	8,590	8,590	8,590	△3,926	△134	△57	△4,119	4,471
平成18年9月30日 残高 (百万円)	140,409	14,998	14,998	2,644	41,613	44,258	199,666	12,880	△134	9,005	21,750	221,417

II 当中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

	株主資本						評価・換算差額等					純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	繰延ヘッ ジ損益	土地再評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計						
平成19年3月31日 残高 (百万円)	140,409	14,998	14,998	2,644	51,767	54,411	209,820	20,642	△23	8,957	29,577	239,397
中間会計期間中の 変動額												
中間純利益	—	—	—	—	8,218	8,218	8,218	—	—	—	—	8,218
土地再評価差額金 の取崩	—	—	—	—	2	2	2	—	—	—	—	2
株主資本以外の項 目の中間会計期間 中の変動額(純 額)	—	—	—	—	—	—	—	△10,013	5	△2	△10,010	△10,010
中間会計期間中の変 動額合計(百万円)	—	—	—	—	8,221	8,221	8,221	△10,013	5	△2	△10,010	△1,789
平成19年9月30日 残高 (百万円)	140,409	14,998	14,998	2,644	59,988	62,633	218,041	10,629	△17	8,954	19,566	237,607

Ⅲ 前事業年度の株主資本等変動計算書 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

	株主資本							評価・換算差額等				純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	繰延ヘッ ジ損益	土地再評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計						
平成18年3月31日 残高 (百万円)	140,409	14,998	14,998	2,644	33,023	35,667	191,076	16,806	—	9,063	25,869	216,945
事業年度中の変動額												
当期純利益	—	—	—	—	18,638	18,638	18,638	—	—	—	—	18,638
土地再評価差額金 の取崩	—	—	—	—	105	105	105	—	—	—	—	105
株主資本以外の項 目の事業年度中の 変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	3,835	△23	△105	3,707	3,707
事業年度中の変動額 合計 (百万円)	—	—	—	—	18,744	18,744	18,744	3,835	△23	△105	3,707	22,451
平成19年3月31日 残高 (百万円)	140,409	14,998	14,998	2,644	51,767	54,411	209,820	20,642	△23	8,957	29,577	239,397

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	同左	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については中間会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づく価格、それ以外については中間会計期間末日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	同左	<p>(1) 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については決算期末前1カ月の市場価格の平均に基づく価格、それ以外については決算日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>
	<p>(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>	(2) 同左	(2) 同左
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。</p>	同左	同左

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)												
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、動産については定率法、不動産については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し、計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>15年～39年</td> </tr> <tr> <td>動産</td> <td>5年～6年</td> </tr> </table>	建物	15年～39年	動産	5年～6年	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、動産については定率法、不動産については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し、計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>15年～39年</td> </tr> <tr> <td>動産</td> <td>5年～6年</td> </tr> </table> <p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>	建物	15年～39年	動産	5年～6年	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、動産については定率法、不動産については定額法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>15年～39年</td> </tr> <tr> <td>動産</td> <td>5年～6年</td> </tr> </table>	建物	15年～39年	動産	5年～6年
	建物	15年～39年													
動産	5年～6年														
建物	15年～39年														
動産	5年～6年														
建物	15年～39年														
動産	5年～6年														
	<p>(2) 無形固定資産</p> <p>無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(6年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(2) 無形固定資産</p> <p>無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として6年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(2) 無形固定資産</p> <p>無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として6年)に基づいて償却しております。</p>												

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は126,628百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は110,281百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は110,198百万円であります。</p>
	<p>(2) 投資損失引当金</p> <p>投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(2) 投資損失引当金</p> <p>同左</p>	<p>(2) 投資損失引当金</p> <p>同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異（16,794百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>同左</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異（16,794百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。</p>
	—	<p>(4) 睡眠預金払戻引当金</p> <p>睡眠預金払戻引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来、払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間会計期間から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は357百万円減少、特別損失は1,892百万円増加し、経常利益は357百万円増加、税引前中間純利益は1,535百万円減少しております。</p>	—
6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建て資産・負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建て資産・負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左
8. ヘッジ会計の方法	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債について、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させる「個別ヘッジ」を適用し、繰延ヘッジによる会計処理あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>なお、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」については、平成14年4月にヘッジ会計の適用を中止し、ヘッジ会計の適用を中止するまで繰り延べていたヘッジ手段にかかる損益又は評価差額(△5,088百万円)は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)の規定に基づき、ヘッジ手段の残存期間(4.5年)にわたり損益配分しております。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債について、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させる「個別ヘッジ」を適用し、繰延ヘッジによる会計処理あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債について、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させる「個別ヘッジ」を適用し、繰延ヘッジによる会計処理あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>なお、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」については、平成14年4月にヘッジ会計の適用を中止し、ヘッジ会計の適用を中止するまで繰り延べていたヘッジ手段にかかる損益又は評価差額(△5,088百万円)は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)の規定に基づき、ヘッジ手段の残存期間(4.5年)にわたり損益配分しております。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>
9. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	同左	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。</p> <p>当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は221,552百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(有限責任事業組合等に関する実務対応報告)</p> <p>「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間会計期間から適用されることとなったことに伴い、当中間会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p> <p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当事業年度から適用しております。</p> <p>当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は239,420百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(有限責任事業組合等に関する実務対応報告)</p> <p>「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日以後終了する事業年度から適用されることとなったことに伴い、当事業年度から同実務対応報告を適用しております。これによる貸借対照表等に与える影響はありません。</p>

表示方法の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無 尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平 成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する 事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期 間から下記のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「中間未処分利益」は、 「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示してあり ます。</p> <p>(2) 繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は 「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は 評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘ ッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は 「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形 固定資産」に含めて表示しております。</p>	<p>—————</p>

注記事項
(中間貸借対照表関係)

前中間会計期末 (平成18年9月30日)	当中間会計期末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1. 関係会社の株式総額 55,078百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は17,160百万円、延滞債権額は150,374百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は250百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は42,639百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は210,425百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1. 関係会社の株式総額 55,078百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は16,026百万円、延滞債権額は123,383百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は176百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は37,700百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は177,286百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1. 関係会社の株式総額 55,078百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は14,904百万円、延滞債権額は134,270百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は232百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は35,655百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は185,063百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)																																																						
<p>※6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、1,000百万円であります。</p> <p>※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、104,785百万円であります。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="220 853 564 1182"> <tr><td colspan="2">担保に供している資産</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>136,752百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>237,872百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">担保資産に対応する債務</td></tr> <tr><td>預金</td><td>8,775百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー</td><td>31,768百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引</td><td></td></tr> <tr><td>受入担保金</td><td>27,194百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>153,400百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券104,533百万円、その他資産43百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は、2,850百万円であります。</p> <p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,223,167百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,205,515百万円あります。</p>	担保に供している資産		有価証券	136,752百万円	貸出金	237,872百万円	担保資産に対応する債務		預金	8,775百万円	コールマネー	31,768百万円	債券貸借取引		受入担保金	27,194百万円	借入金	153,400百万円	<p>※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、97,726百万円あります。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="654 853 999 1182"> <tr><td colspan="2">担保に供している資産</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>149,957百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>320,735百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">担保資産に対応する債務</td></tr> <tr><td>預金</td><td>11,799百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー</td><td>50,000百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引</td><td></td></tr> <tr><td>受入担保金</td><td>11,741百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>108,600百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券89,766百万円、その他資産58百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は、2,786百万円あります。</p> <p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,222,642百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,196,939百万円あります。</p>	担保に供している資産		有価証券	149,957百万円	貸出金	320,735百万円	担保資産に対応する債務		預金	11,799百万円	コールマネー	50,000百万円	債券貸借取引		受入担保金	11,741百万円	借入金	108,600百万円	<p>※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、105,955百万円あります。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="1088 853 1433 1182"> <tr><td colspan="2">担保に供している資産</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>90,447百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>253,347百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">担保資産に対応する債務</td></tr> <tr><td>預金</td><td>40,441百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー</td><td>30,000百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引</td><td></td></tr> <tr><td>受入担保金</td><td>13,880百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>147,800百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券95,360百万円、その他資産58百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は、2,814百万円あります。</p> <p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,248,263百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,222,687百万円あります。</p>	担保に供している資産		有価証券	90,447百万円	貸出金	253,347百万円	担保資産に対応する債務		預金	40,441百万円	コールマネー	30,000百万円	債券貸借取引		受入担保金	13,880百万円	借入金	147,800百万円
担保に供している資産																																																								
有価証券	136,752百万円																																																							
貸出金	237,872百万円																																																							
担保資産に対応する債務																																																								
預金	8,775百万円																																																							
コールマネー	31,768百万円																																																							
債券貸借取引																																																								
受入担保金	27,194百万円																																																							
借入金	153,400百万円																																																							
担保に供している資産																																																								
有価証券	149,957百万円																																																							
貸出金	320,735百万円																																																							
担保資産に対応する債務																																																								
預金	11,799百万円																																																							
コールマネー	50,000百万円																																																							
債券貸借取引																																																								
受入担保金	11,741百万円																																																							
借入金	108,600百万円																																																							
担保に供している資産																																																								
有価証券	90,447百万円																																																							
貸出金	253,347百万円																																																							
担保資産に対応する債務																																																								
預金	40,441百万円																																																							
コールマネー	30,000百万円																																																							
債券貸借取引																																																								
受入担保金	13,880百万円																																																							
借入金	147,800百万円																																																							

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>
<p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額</p>	<p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額</p>	<p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額</p>
<p>60,173百万円</p>	<p>54,492百万円</p>	<p>54,205百万円</p>
<p>※11. 有形固定資産の圧縮記帳額</p>	<p>※11. 有形固定資産の圧縮記帳額</p>	<p>※11. 有形固定資産の圧縮記帳額</p>
<p>2,772百万円</p>	<p>2,768百万円</p>	<p>2,772百万円</p>
<p>(当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>(当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>(当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p>
<p>※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金73,400百万円が含まれております。</p>	<p>※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金69,500百万円が含まれております。</p>	<p>※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金73,400百万円が含まれております。</p>
<p>※13. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p>	<p>※13. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p>	<p>※13. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p>
<p>再評価を行った年月日</p>	<p>再評価を行った年月日</p>	<p>再評価を行った年月日</p>
<p>平成10年3月31日</p>	<p>平成10年3月31日</p>	<p>平成10年3月31日</p>
<p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p>	<p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p>	<p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p>
<p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算基礎となる土地の価額（路線価）を基準として時価を算出しております。</p>	<p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算基礎となる土地の価額（路線価）を基準として時価を算出しております。</p>	<p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める算定方式に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算基礎となる土地の価額（路線価）を基準として時価を算出しております。</p>
<p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p>	<p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p>	<p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p>
<p>22,347百万円</p>	<p>22,407百万円</p>	<p>22,124百万円</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
	<p>※14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は83,716百万円であります。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。</p> <p>前中間会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ81,400百万円減少します。</p>	<p>※14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は84,138百万円であります。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から相殺しております。</p> <p>これにより、従来の方方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ84,138百万円減少しております。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)												
<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>745百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>627百万円</td> </tr> </table> <p>※2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額12,944百万円を含んでおります。</p>	有形固定資産	745百万円	無形固定資産	627百万円	<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>735百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>608百万円</td> </tr> </table> <p>※2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額9,758百万円を含んでおります。</p>	有形固定資産	735百万円	無形固定資産	608百万円	<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>1,476百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>1,239百万円</td> </tr> </table> <p>※2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額21,666百万円を含んでおります。</p>	有形固定資産	1,476百万円	無形固定資産	1,239百万円
有形固定資産	745百万円													
無形固定資産	627百万円													
有形固定資産	735百万円													
無形固定資産	608百万円													
有形固定資産	1,476百万円													
無形固定資産	1,239百万円													

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																																				
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>9,472百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>－百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>9,472百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>4,161百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>－百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>4,161百万円</td></tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>5,311百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>－百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>5,311百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>1,184百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>4,127百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>5,311百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table> <tr><td>支払リース料</td><td>587百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>587百万円</td></tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	動産	9,472百万円	その他	－百万円	合計	9,472百万円	動産	4,161百万円	その他	－百万円	合計	4,161百万円	動産	5,311百万円	その他	－百万円	合計	5,311百万円	1年内	1,184百万円	1年超	4,127百万円	合計	5,311百万円	支払リース料	587百万円	減価償却費相当額	587百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>9,431百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>－百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>9,431百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>5,032百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>－百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>5,032百万円</td></tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>4,398百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>－百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>4,398百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>1,180百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>3,217百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>4,398百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table> <tr><td>支払リース料</td><td>584百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>584百万円</td></tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	動産	9,431百万円	その他	－百万円	合計	9,431百万円	動産	5,032百万円	その他	－百万円	合計	5,032百万円	動産	4,398百万円	その他	－百万円	合計	4,398百万円	1年内	1,180百万円	1年超	3,217百万円	合計	4,398百万円	支払リース料	584百万円	減価償却費相当額	584百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>9,588百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>－百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>9,588百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>4,756百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>－百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>4,756百万円</td></tr> </table> <p>期末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>4,831百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>－百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>4,831百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>1,198百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>3,633百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>4,831百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table> <tr><td>支払リース料</td><td>1,182百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>1,182百万円</td></tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	動産	9,588百万円	その他	－百万円	合計	9,588百万円	動産	4,756百万円	その他	－百万円	合計	4,756百万円	動産	4,831百万円	その他	－百万円	合計	4,831百万円	1年内	1,198百万円	1年超	3,633百万円	合計	4,831百万円	支払リース料	1,182百万円	減価償却費相当額	1,182百万円
動産	9,472百万円																																																																																					
その他	－百万円																																																																																					
合計	9,472百万円																																																																																					
動産	4,161百万円																																																																																					
その他	－百万円																																																																																					
合計	4,161百万円																																																																																					
動産	5,311百万円																																																																																					
その他	－百万円																																																																																					
合計	5,311百万円																																																																																					
1年内	1,184百万円																																																																																					
1年超	4,127百万円																																																																																					
合計	5,311百万円																																																																																					
支払リース料	587百万円																																																																																					
減価償却費相当額	587百万円																																																																																					
動産	9,431百万円																																																																																					
その他	－百万円																																																																																					
合計	9,431百万円																																																																																					
動産	5,032百万円																																																																																					
その他	－百万円																																																																																					
合計	5,032百万円																																																																																					
動産	4,398百万円																																																																																					
その他	－百万円																																																																																					
合計	4,398百万円																																																																																					
1年内	1,180百万円																																																																																					
1年超	3,217百万円																																																																																					
合計	4,398百万円																																																																																					
支払リース料	584百万円																																																																																					
減価償却費相当額	584百万円																																																																																					
動産	9,588百万円																																																																																					
その他	－百万円																																																																																					
合計	9,588百万円																																																																																					
動産	4,756百万円																																																																																					
その他	－百万円																																																																																					
合計	4,756百万円																																																																																					
動産	4,831百万円																																																																																					
その他	－百万円																																																																																					
合計	4,831百万円																																																																																					
1年内	1,198百万円																																																																																					
1年超	3,633百万円																																																																																					
合計	4,831百万円																																																																																					
支払リース料	1,182百万円																																																																																					
減価償却費相当額	1,182百万円																																																																																					

(有価証券関係)

前中間会計期間末、当中間会計期間末及び前事業年度末における子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(重要な後発事象)

- I 前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
該当ありません。
- II 当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
該当ありません。
- III 前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
該当ありません。